

**障がい福祉シリーズ**

**トバ! とは千やいび!!**

~その1~

健康福祉課高齢・障害係  
☎ 1183

全国的に少子高齢化が進行するなど、社会情勢が変化を続けている中、同時に障がい者を取りまく環境にも変化が見られ、障がい施策における対応が迫られています。

このような背景のもと、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、平成18年に「障害者自立支援法」が施行されました。

同法では、年齢や障がい種別という区分を無くして、障がい者のニーズや状態に応じたサービス利用ができるよう、「障がい者の自立支援」という観点で様々な取り組みがなされています。

現在、国においてはこの「障害者自立支援法」に変わる新しい法律のあり方について議論が進められているところですが、障がいに対する理解促進と、障がい福祉のあり方に

ついてみなさんに知っていただくため、今号から障がい福祉シリーズ「トバ!とは千やいび」をお届けします。

**利用できる障がい福祉サービス**

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

これらは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

今回は、「日中活動系サービス」について紹介します。



**生活介護**

常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。



**療養介護**

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。



**自立訓練**

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。



**児童デイサービス**

障がい児に対して、日常生活をおくるための基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを施設に通って行います。



**日中活動系サービス**

**就労継続支援**

一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場所の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

**就労移行支援**

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを一定期間の支援計画に基づき行います。



※サービスの利用にあたっては、手帳・障害程度区分など、一部条件が必要な場合があります。ご質問などがありましたら、お気軽に高齢・障害係までお尋ねください。

**精神障がいのかたを対象にしたサロンを開設します**

精神障がいのあるかたを対象として、みなさんが交流できるきっかけや、ゆっくりと過ごせる居場所としてのサロンが新たにスタートしました。

- とき 毎週木曜日 午後1時～3時
- ところ すろうらいふ海の子 (大明西町18-19)
- 利用料 無料 (お茶菓子などの実費負担が必要な場合があります)